

○県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則

平成 10 年 11 月 11 日
規則第 91 号

改正 平成 15 年 3 月 31 日規則第 52 号 平成 17 年 3 月 28 日規則第 6 号
平成 20 年 11 月 28 日規則第 69 号 平成 24 年 3 月 30 日規則第 16 号
平成 27 年 10 月 30 日規則第 47 号 平成 29 年 3 月 23 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成 10 年兵庫県条例第 39 号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(設立認証申請書等)

第 2 条 条例第 16 条第 1 項の申請書の様式は、様式第 1 号のとおりとする。

2 条例第 16 条第 5 項の副本の部数は、1 通とする。

(設立等の認証申請の公告等)

第 2 条の 2 条例第 17 条第 1 項の規定による規則で定める方法は、兵庫県公報への掲載とする。

2 条例第 17 条第 3 項の規定による規則で定める手続は、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 24 条の 3 の規定による内閣総理大臣の認定を受けた場合にあっては、同条の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 10 条第 2 項（法第 25 条第 5 項及び法第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による公表をインターネットの利用により行うものとする。

3 前項の公表は、国家戦略特別区域法第 24 条の 3 の規定により読み替えて適用する法第 10 条第 2 項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 縦覧期間

(2) 縦覧場所

(縦覧期間中の補正書等)

第 3 条 条例第 18 条第 2 項（条例第 22 条第 3 項及び第 32 条第 2 項において準用する場合を含む。）の補正書の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

2 条例第 18 条第 4 項（条例第 22 条第 3 項及び第 32 条第 2 項において準用する場合を含む。）の副本の部数は、1 通とする。

(設立登記等完了届出書等)

第 4 条 条例第 19 条第 1 項の届出書の様式は、様式第 3 号のとおりとする。

2 条例第 19 条第 2 項の登記事項証明書の写し及び財産目録の副本並びに同条第 3 項の認証に関する書類の写しの部数は、それぞれ 1 通とする。

(役員の変更等届出書等)

第5条 条例第21条第1項(条例第38条第1項及び第44条において準用する場合を含む。)の届出書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 条例第21条第2項の副本の部数は、1通とする。

(定款変更認証申請書等)

第6条 法第25条第4項の申請書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 条例第22条第2項の副本の部数は、1通とする。

(定款変更届出書等)

第7条 条例第23条第1項(条例第38条第1項及び第44条において準用する場合を含む。)の届出書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 条例第23条第2項の副本の部数は、1通とする。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出書等)

第8条 条例第24条第1項(条例第38条第1項及び第44条において準用する場合を含む。)の提出書の様式は、様式第7号のとおりとする。

2 条例第24条第2項及び第3項の写しの部数は、1通とする。

(事業報告書等の副本の提出部数)

第9条 条例第25条第2項の副本の部数は、1通とする。

(事業の成功の不能による解散認定申請書)

第10条 条例第27条の申請書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(解散届出書)

第11条 条例第28条第1項の届出書の様式は、様式第9号のとおりとする。

(清算中における清算人就任届出書)

第12条 条例第29条第1項の届出書の様式は、様式第10号のとおりとする。

(残余財産譲渡認証申請書)

第13条 条例第30条の申請書の様式は、様式第11号のとおりとする。

(清算終了届出書)

第14条 条例第31条第1項の届出書の様式は、様式第12号のとおりとする。

(合併認証申請書)

第15条 法第34条第4項の申請書の様式は、様式第13号のとおりとする。

2 条例第32条第2項において準用する条例第16条第5項の副本の部数は、1通とする。

(身分証明書)

第16条 法第41条第3項(法第64条第7項において準用する場合を含む。)の証明書の様式は、様式第14号のとおりとする。

(認定申請書等)

第17条 法第44条第2項の申請書の様式は、様式第15号のとおりとする。

2 条例第35条第2項の副本の部数は、1通とする。

(認定の有効期間の更新申請書等)

第 18 条 法第 51 条第 5 項において準用する法第 44 条第 2 項の申請書の様式は、様式第 16 号のとおりとする。

2 条例第 37 条第 2 項の副本の部数は、1 通とする。

(非所轄法人の定款の変更の認証に係る提出書)

第 19 条 条例第 38 条第 2 項の提出書の様式は、様式第 17 号のとおりとする。

(代表者の氏名の変更届出書)

第 20 条 条例第 39 条の届出書の様式は、様式第 18 号のとおりとする。

(役員報酬規程等の提出書等)

第 21 条 条例第 40 条第 2 項の提出書の様式は、様式第 19 号のとおりとし、同項の副本の部数は、1 通とする。

(助成金支給書類の提出書等)

第 22 条 条例第 41 条第 2 項の提出書の様式は、様式第 20 号のとおりとし、同項の副本の部数は、1 通とする。

(特例認定申請書等)

第 23 条 法第 58 条第 2 項において準用する法第 44 条第 2 項の申請書の様式は、様式第 21 号のとおりとする。

2 条例第 43 条第 2 項の副本の部数は、1 通とする。

(認定特定非営利活動法人の合併についての認定申請書等)

第 24 条 法第 63 条第 5 項において準用する法第 44 条第 2 項の申請書の様式は、様式第 22 号のとおりとする。

2 条例第 45 条第 2 項の副本の部数は、1 通とする。

(提出書類の規格)

第 25 条 この規則に定める様式(様式第 14 号を除く。)のほか、法及び条例の規定により提出する書類の用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

附 則

この規則は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 31 日規則第 52 号)

この規則は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 28 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年 11 月 28 日規則第 69 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日規則第 16 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号注 2(4)、様式第 3 号注 4(2)及び様式第 12 号注 2(5)の改正規定は、同年 7 月 9 日から施行す

る。

附 則（平成 27 年 10 月 30 日規則第 47 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日規則第 6 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の 2 第 2 項及び第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。